

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
1	502	レンタサイクル事業	都市計画部サイクルコミュニティ推進室	レンタサイクルの貸出をとおして、移動の利便性の向上を図り、また、つくば市中心市街地や筑波山麓地域、つくば霞ヶ浦りんりんロード沿線地域等のビジネスや地域振興に寄与すること。	つくば駅及び筑波山口で自転車の貸出業務を実施する。 筑波山ゲートパーク自転車拠点（旧筑波東中学校）でもレンタサイクル事業を実施する。貸出しに当たり、申請書受理及び利用料金の徴収等を委託し、自転車の修理・点検、日別・月別利用台数調査を実施する。	つくばセンターで3、284台、筑波山口で322台の貸出実績となった。 新たに開所した自転車拠点施設「サイクルパークつくば」でもレンタサイクル事業を開始した。
2	503	広域レンタサイクル事業	都市計画部サイクルコミュニティ推進室	広域レンタサイクルの貸出により、市域をまたいだ広範囲の移動における利便性を向上させ、観光客や地元住民が地域を周遊する動機を誘引することで交流人口の拡大と地域経済の活性化等を図る。	茨城県、対象地域の14市町村、国、企業、その他関係団体で構成する、つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会の中で県、つくば市を含めた9市町と広域レンタサイクル部会を構成し、乗り捨て可能な広域レンタサイクル事業を展開していく。	つくば霞ヶ浦りんりんロードのPRのためにつくば市各施設でサイクリングマップを設置するなどPRを行った。市主催イベント「PEDAL DAY GO Mt. Tsukuba」においても、つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会のPRブースを設置し、事業の周知を図った。
3	510	都市計画審議会開催事業	都市計画部都市計画課	各種都市計画を定めるにあたり、調査・審議し、都市行政の円滑な運営を図る。	つくば市の都市計画行政推進に必要となる、都市計画決定（用途地域、道路、公園、地区計画等）の案件について、調査、審議を行う。	年3回（5月、11月、3月）都市計画審議会を開催し、諮問2件、報告4件を行った。 諮問及び報告案件について審議され、都市行政の円滑な運営を図ることができた。
4	516	都市計画決定事務事業	都市計画部都市計画課	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する。	区域区分、用途地域等の土地利用に関するものや、道路・下水道・公園などの都市施設に関するもの、土地区画整理事業などの市街地開発事業に関するもの及びまちづくりに必要な地区計画などの各種都市計画を定める。 都市計画の情報をデジタルで管理し、情報提供を行う。	都市計画の決定により、望ましい土地利用への誘導を図ることができた。 第3次つくば市都市計画マスタープラン・第2次つくば市立地適正化計画の素案作成に向けて、策定委員会を開催した。
5	518	屋外広告物申請許可事業	都市計画部都市計画課	市内における屋外広告物の適正誘導を図り、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆への危険防止を図る。	つくば市屋外広告物条例に基づく許可を行う。 屋外広告物の許可制度の周知等を推進する。	つくば市屋外広告物条例の適正な運用や市ホームページ等での周知活動により、無秩序な広告物の掲出を防止し、街並み景観、道路沿道景観、都市景観等の維持保全が図られた。
6	519	違反広告物除却事業	都市計画部都市計画課	違反広告物を減少させるとともに、良好な街並み景観の保全を図る。	研究学園地区内、幹線道路沿線その他違反広告物の多い特定の地域において、簡易に除却できる違反広告物の定期的な除却を行う。 茨城県まちの違反広告物追放推進制度に基づき、地域のボランティア団体を推進団体に認定し、地域における違反広告物の除却を推進する。	業務委託及び市職員による定期的なパトロールを実施したことにより、市内の景観保全が図られた。
7	521	下水道特別会計繰出事業	都市計画部都市計画課	一般会計から下水道事業特別会計へ繰出しを行い、下水道事業の整備推進を図る。	一般会計から下水道事業特別会計へ繰出しを行う。	一般会計から繰出しを行い、下水道事業の整備推進を図ることができた。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
8	522	景観形成事業	都市計画部都市計画課	良好な景観の形成を推進する。	市民への情報提供や意識啓発、専門講習等の受講 景観協定に関する指導及び認可、景観審議会の開催 景観法に基づき、条例で定める一定規模を超える建築行為等について計画内容を届出させ、審査する。 幹線道路の沿道において、一定規模を超える建築行為について計画内容を提出させ、協議を行う。 一定規模以上の再生可能エネルギー発電設備の設置について計画内容を届出させ、適正な設置、管理を誘導する。	景観審議会での審議や届出対象行為を景観形成基準に基づき規制誘導することにより、良好な景観の維持・形成を図った。 一定規模以上の発電設備の設置について、ガイドライン及び要綱に基づき誘導することにより、適正な設置・管理を図った。また、再生可能エネルギー発電設備に関する条例を制定した。
9	526	地域まちづくり支援事業	都市計画部都市計画課	市民等による自発的な地域まちづくり活動の状況に応じた支援を行い、「協働による地域まちづくり」を推進し、魅力的な地域社会の構築を図る。	規則に基づき、市民等が地域で行うまちづくりについて、その活動状況を初期段階から4段階に分類し、それぞれの段階に応じた支援を行う。支援方策としては、市民向けの講座の開催や、登録グループ等へのまちづくり専門家の派遣、活動資金の助成等を行う。	まちづくりアドバイザーの派遣により推進団体の活動への助言を行うことができた。上記団体を対象とした見学会を開催し、団体への事例紹介、団体間の情報交換、交流を行うことができた。市民向け講座の開催により、参加者の都市計画への理解を深めることができた。
10	527	つくばエクスプレス沿線コミュニティ補助事業	都市計画部都市計画課	つくばエクスプレス沿線開発区域及びその周辺集落の良好な地域社会と新たなコミュニティ形成のほか、賑わいの創出を図る。	まちづくり協議会においては、視察研修や各種勉強会を実施することにより、住みよいまちづくりに向けた知識の習得、清掃や防犯活動を通じた安心安全な住環境の創出を図る取組みなどの支援を行う。 各駅前イルミネーション実行委員会においては、イルミネーションの装飾や点灯式開催にあたり必要な支援を行う。	まちづくり協議会では、交付した補助金を活用し、福島県でまちづくり先進地視察を行った。 イルミネーション実行委員会では、各実行委員会でイルミネーションの装飾を行い、駅前の賑わいを創出した。また、新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着いたことから、研究学園駅と万博記念公園駅において点灯式を開催し、駅周辺の住民が交流する機会を提供した。
11	528	つくばエクスプレス沿線まちづくり事業	都市計画部都市計画課	土地区画整理事業者（茨城県）と調整を行い、土地区画整理事業の円滑な進捗を図る。	毎年度茨城県とつくば市とで費用負担協定書を締結し、負担金の支払いを行う。なお、茨城県は国の補助金と市からの負担金を合わせ土地区画整理事業を施行する。	都市計画道路（市道）の整備に要する経費の一部を負担することにより、土地区画整理事業が進捗した。
12	529	景観緑地のあるまちづくり推進事業	都市計画部都市計画課	住宅地と一体となった良好な景観を形成し、市民生活の向上と地域社会の健全な発展に資する。	土地所有者は管理組織を結成し、市が承認した整備・管理計画に基づき緑地を整備・管理する。 市は、計画書に基づいて整備された緑地の所有者と地上権設定契約を締結し、景観緑地を設置する。 管理組織は、市からの地代をもとに景観緑地の管理を行う。 緑地の所有者が変更になった場合には、新たな所有者と地上権承継契約を締結する。	さくらの森と春風台で各1区画の地上権設定契約の承継に関する契約を締結した。 春風台の景観緑地にかかる訴訟について、弁護士や司法書士と対応を行った。 地代支払いについて、管理組合による一括請求制度を導入した。
13	530	公有地利活用推進事業	都市計画部公有地利活用推進課	未利用の公有地について、つくば市公共施設等総合管理計画に基づき、施設ごとに、これまでの経緯、現状、地域の意向等を踏まえ、公的利活用、地域利活用、民間利活用を検討し、有効な利活用を図る。	公有地利活用を進めるうえで必要な情報や課題について関係部署間で共有を図る。 未利用地の利活用について、地元住民や民間事業者等の意向を把握し、利活用に向けた検討を行う。 利活用が決定した跡地について、利活用が円滑に進むように地元住民や事業主体等と協議・調整を行う。	・旧作岡小学校は、クラフトジンを製造する事業者と賃貸借契約を締結した。 ・旧基崎庁舎へのドラッグストア建設について、事業者や関連部署と連携を図ったことで円滑な工事、店舗オープンにつながった。
14	534	魅力ある研究学園都市地域の推進事業	都市計画部学園地区市街地振興課	緑豊かなゆとりある都市環境を継承しつつ、社会情勢の変化等への対応やつくばならではの自然と科学技術が融合した都市環境の形成を図り、つくばならではの街並みや体験を創出する。	研究学園都市地域内で土地利用転換が見込まれる国家公務員宿舎跡地等については、地区計画や無電柱化条例等を活用し、緑豊かな市街地を創出するまちづくりを推進する。また、つくばセンター広場の維持管理、つくばセンタービル公共施設改修のほか、つくばの顔となるつくば駅周辺については、パブリックスペース活用や科学技術を取り入れた取組、エリアマネジメントの推進により、つくばらしさが感じられる場を創出し、都市の魅力を高めていく。	国家公務員宿舎跡地については、財務省の地方審議会において、吾妻二丁目に所在する財産を二段階一般競争入札に付すことが決定した。つくばセンタービル公共施設改修については、令和6年2月に「コリドイオ」としてリニューアルオープンした。また、エリアマネジメント団体と連携し、パブリックスペースを活用した。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
15	535	地域振興推進事業（旧：地域拠点活力共創マネジメント事業）	都市計画部周辺市街地振興課	各周辺市街地活性化協議会活動の自走化や、地域の賑わい創出・コミュニティ活動の拠点整備等により、持続的な周辺市街地振興を図る。（令和5年度から1042学校跡地地域運営拠点事業の規模を縮小し統合）	・各周辺市街地活性化協議会が自ら資金等を獲得し、自走化していくための運営・組織強化の支援。 ・地域活性化に関するコンテスト等の開催、実証支援による、まちづくりに多様な人材が参画しやすい環境の醸成。 ・地域の賑わい創出拠点として空き店舗等を活用したチャレンジショップを整備することによる、地域経済の活性化に取り組みやすい環境の醸成。 ・地域の廃校を利用したコミュニティ拠点の整備による、地域コミュニティ活動に取り組みやすい環境の醸成。	ネットワーク会議の開催により、地域づくり活動の担い手や活動資金の確保方法について、各協議会の理解が進んだ。 また、実施したイベントを自分たちの活動により生かしていく方法について、各協議会の理解が進んだ。 シンアイディアソンの開催により、市内外からの地域づくり活動への参画者を増やすことができた。
16	536	周辺市街地活性化補助金（旧：周辺市街地活性化チャレンジ補助金）	都市計画部周辺市街地振興課	地域主体の地域活性化に関する取組を支援する。	周辺市街地活性化協議会（8周辺市街地毎に1団体を認定）へ上限50万円の補助金を支出するなどし、地域活性化の取組を支援する。 周辺地域のうち面積の9割以上が市街化調整区域で、H23とR3を比較し人口増減がないまたは減少している大字等における地域づくり活動へ上限15万円の補助金を支出するなどし、地域活性化の取組を支援する。	各周辺市街地活性化協議会で地域住民が主体となった活性化の取組を支援できた。 また補助率が1／2である部分があることで、各協議会に自主的に活動資金を獲得する意識を持たせることができた。 市街化調整区域での地域活動を支援する制度を作成し、周知を行った。
17	559	つくば市建築審査会事業	都市計画部建築指導課	建築基準法に基づく同意、審査請求及び市長からの諮問等があった場合に審査会を開催する。	特定行政庁の附属機関であり、建築基準法に規定する同意、審査請求に対する審査、裁決を行う。	適正かつ円滑な建築審査会の運営を図ることができ、建築物の安全と安心を確保し、社会の要請に的確に応えることができた。
18	560	つくば市ホテル等建築審議会に関する事務	都市計画部建築指導課	市民の健全な生活環境の保全及び青少年の健全な育成を図る。	「つくば市ラブホテルの建築等規制条例」では、ラブホテル建築禁止区域を定め、ホテル等の用に供する建築物の建築等をしようとするときは、申請書を提出して市長の確認を受けなければならない。この条例の施行に関する重要事項を調査審議するため、つくば市ホテル等建築審議会を置く。	ラブホテルの建築等を制限し、健全な生活環境の保全及び青少年の健全な育成が保たれた。
19	561	つくば市耐震改修促進計画に基づく事業	都市計画部建築指導課	市民自らが地震に対する意識を高め建築物等の耐震化に取り組むとともに、市が所有する公共建築物の耐震化を推進する。	木造住宅耐震診断士派遣事業、木造住宅耐震改修費補助事業、民間の住宅及び特定建築物の所有者に対して耐震化への啓発活動、危険ブロック塀の撤去補助事業、市有建築物の耐震化の向上を目指す。	木造住宅耐震診断士派遣事業に6件の申し込みがあり、耐震診断士を派遣。木造住宅耐震改修費補助事業に1件の申し込みがあり、耐震改修が完了。危険ブロック塀の撤去補助事業に3件の申し込みがあり、危険ブロックの撤去が完了。民間の住宅及び特定建築物の耐震化について啓発活動を実施。
20	562	開発審査会事務	都市計画部開発指導課	無秩序な開発行為を抑制し、地域の実情に合った公正かつ適正な制度運用を図る。	都市計画法第78条第1項の規定に基づき設置した付属機関であり、開発許可等の処分について、開発審査会を開催し審査を行う。	市街化調整区域において無秩序な開発行為を抑制し、地域の実情に合った公平かつ適正な制度の運用が図られた。
21	564	開発許可等事務	都市計画部開発指導課	良好な自然的環境の保全、快適な居住環境の創出及び優れた都市環境の整備に資する。	都市計画法の許可基準及び技術基準を踏まえた審査、開発行為に関する条例及び開発許可等の手引きに基づき許可、指導を行う。 市民の防災意識を高めるため、引続き大規模盛土造成地マップのホームページ公開等を行う。	都市計画法を遵守させた結果、違反建築物、無秩序な開発を防止した。 課内での情報提供や専門的知識の習得が図られ、窓口対応等をスムーズに行うことができた。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
22	567	自転車のまちづくり推進事業	都市計画部サイクルコミュニティ推進室	クルマから自転車への転換を推進する。	環境に優しく、健康増進にもつながる自転車を市内の重要な交通手段の一つとして位置づけ、つくば市自転車安全利用促進計画に基づき、自転車の安全で適正な利用を促しつつ、市内の自転車利用の向上を図るため、安全教育や走行環境の整備、自転車通勤の推進などの各種取組を行う。	（仮称）つくば市自転車活用推進計画の策定を目的とし、自転車のまちづくり推進委員会を開催した。 自転車競技チーム「弱虫ベダルサイクリングチーム」と連携して、自転車利用促進イベント「PEDAL DAY GO Mt. TSUKUBA」を開催し、約3,500人の動員を実現した。
23	568	コミュニティバス「つくバス」運行事業	都市計画部総合交通政策課	市内公共交通網の幹線として、路線バスを補完し、市内各地の核となる拠点と鉄道駅を結ぶ、都市内交通としての役割を担う。	10路線において、一日317便、年間365日コミュニティバスを運行する。 つくバス運行に伴う諸問題を解消するとともに、利用促進に向けた取組を行う。	区会要望等に基づき停留所の増設や、地区から離れている停留所の見直しや運行コースの改正を実施。令和5年度の利用者は過去最高の1,132,827人となった（前年度比151,041人増加）。
24	569	デマンド型交通「つくタク」運行事業	都市計画部総合交通政策課	バスへの接続及び交通弱者をはじめとする市民の日常生活を支える交通手段の確保。	市内公共交通網の支線として幹線である路線バス等を補完する。 5地区（筑波、大穂・豊里、桜、谷田部、荃崎）において、平日（年末年始を除く）9時～16時台にデマンド型交通を運行する。	令和5年度の利用者数は48,552人となっており、前年比237人減少となっている。また、荃崎地区でつくタク車両1台を活用し、A1オンデマンドシステムを搭載し12月から2月末まで運行し、384人利用。新たな利用者層の獲得につながっている。
25	570	地域公共交通計画進行管理業務（旧：地域公共交通網形成計画進行管理業務）	都市計画部総合交通政策課	利便性が高く、持続可能な公共交通網の実現を図るため、策定した「つくば市地域公共交通計画」の進捗管理を行う。	つくば市地域公共交通計画に掲げられた基本理念「様々なデータや新技術で、人と人、まちとまちが“つながり”、未来へと“つながる”地域公共交通を目指して」と4つの基本方針に基づき14の指標を設定した。この指標の評価点検を実施し、国土交通省への報告を行う。なお、本計画の施策については、つくば市公共交通活性化協議会における審議案件となる。	つくば市地域公共交通計画に定めた14の指標のうち2項目（MM実施対象者数、広域連携バス路線数）を達成（14.2%）。また、フィーダー補助の記載追記によるつくば市地域公共交通計画の改正及びつくタクのA1オンデマンドシステム導入に向けた具体化検討を実施。
26	571	つくばエクスプレス利便性向上事業	都市計画部総合交通政策課	つくばエクスプレス利用者の利便性を向上させる。	沿線区市と連携し、つくばエクスプレス利便性向上のための要望活動や勉強会等を行う。	・市が参画するつくばエクスプレス沿線7市区首長懇談会から首都圏新都市鉄道株式会社に対して「東京駅延伸等に係る要望書」を提出 ・都心・臨海地下鉄新線推進大会2023に出席 ・つくばエクスプレス4駅の1日平均利用者数は33,600人
27	984	建築基準法等による許可、認定、指定等に関する事務	都市計画部建築指導課	地域の実情にあった、安全で安心して暮らすことができる住環境の実現を図る。	・建築基準法に基づく許可、認定、指定及び認可申請の審査 ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定申請の審査 ・建築基準条例に基づく認定申請の審査 ・地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に基づく許可申請等の審査 ・敷地制限条例に基づく認定及び許可申請の審査	特例許可を行うことにより地域の実情に合った土地の有効利用を図ることができた。 長寿命化住宅や省エネ性能の高い建築物など、良質な建築物のストックの形成が図られた。
28	1004	建築物等の防災・安全対策等に関する事務	都市計画部建築指導課	災害時における人の避難の安全を確保するとともに、人命にかかわる二次災害を防止する。	不特定多数の人が利用する特殊建築物、特殊建築物の防火設備及び昇降機を所有管理する者は専門技術者に調査させ、結果を市に報告する。 特殊建築物の立ち入り調査を消防局と連携して実施し、防火避難規定の適合性を確認する。 地震等により、被災した市町村に設置される災害対策本部からの要請があれば、現地に出向き、建築物等の倒壊などによる危険性を判断し、所有者及び通行人等に状況を周知する。	特殊建築物報告件数56件、防火設備報告件数223件、昇降機等報告件数1,862件 特殊建築物の立ち入り調査は、上期4件、下期4件、計8件実施

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
29	1005	建築基準法による建築確認の審査及び指導等に関する事務	都市計画部建築指導課	安全で安心なまちづくりの実現及び建築物の質の向上を図るとともに、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。	建築基準法及び都市計画法における違反建築等を防止するための建築パトロールを実施し、確認表示板の掲示や適正な工事監理の必要性などの啓発活動を行う 建築基準法に基づく確認申請及び計画通知の審査都市計画法に基づく地区計画の届出受理 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出受理	建築基準による申請・届出の審査を行い、法令を遵守した適法な建築計画へ誘導することによって安全で安心なまちづくりを進めることができた。 令和5年度は、違反建築物調査パトロール回数を4回実施した。
30	1007	建築確認支援システムに関する事務	都市計画部建築指導課	建築確認等の情報を速やかに把握し、必要な情報を提供することにより、安全で安心なまちづくりの実現を図る。	・つくば市内において受理した建築工事届について、建築着工統計調査を毎月行い、茨城県を経て国へ報告する。 ・つくば市内の建築確認の処分を行った物件及び新たに建築基準法上の道路として判定したものについて、電子データ化を行い、窓口やＨＰ上でそれらの情報提供、建築計画概要書等の写し交付及び台帳記載事項証明書交付等を行う。	建築確認に関する情報及び市内全域の建築基準法上における道路の判断状況を電子データで管理することにより、市民に対し迅速に情報提供をすることができた。 建築着工統計を報告することにより、建設総合統計、国民経済計算等に活用された。
31	1011	市街地振興事業	都市計画部都市計画課	国土利用計画法及び都市再生特別措置法等に基づき、適正かつ合理的な土地利用の推進や、計画的な公共施設の改修等を行うことで、地域の拠点となるにぎわいのあるまちづくりを図る。	国土利用計画法に基づく土地取引の届出受理及び土地の利用目的方法の審査 都市再生特別措置法に基づく各種事務の執行及び都市再生整備計画のマネジメントと適正な国費の執行、関係部署との連絡調整 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事前届出の受理及び買取希望の照会 低未利用土地等の譲渡に係る低未利用土地等確認書の交付	国土利用計画法に基づく届出を通じて、適正な土地利用の動向を把握することができた。 都市再生整備計画推進のため関係各課と連携し、事業の進捗管理や計画の変更等を適切に実施できた。 公営法に基づく事前届出を通じて、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進できた。 低額の低未利用土地の譲渡を促進するため、所有者不明土地対策計画を策定した。
32	1012	安全安心な居住環境等の充実を図るための補助金交付事業	都市計画部建築指導課	狭隘道路の解消による安全な住宅市街地の形成及びがけ地に近接した住宅の移転による安全性の確保し、安心安全な居住環境等の充実を図る。	建築基準法第42条第2項道路に接する敷地において、道路中心線から2m後退した敷地の部分内にある門塀等を撤去する者に対して、補助金の交付を行う。 土砂災害特別警戒区域の周知を行う。	後退敷地内の門塀等の撤去費用の助成を行い、4m未満の道路を解消することにより、交通、防火及び避難上の改善が図られた。
33	1015	支線型交通運行事業（旧：支線型バス実証実験事業）	都市計画部総合交通政策課	筑波地区の既成市街地である北条と周辺地区の集積エリアを結び、日常生活に必要な地域の移動を担う支線交通として運行する。	コース：筑波ふれあいの里入口～筑波中央病院 運行時間：概ね8時から18時まで（12/29～1/3を除く毎日運行） 運賃：200円均一 車両：10人乗りワゴン車2台 運行便数：1日16便（3/1～11/30のみ1日17便に増便）	令和5年度の利用者数は6,138人。1便当たりの利用者数は1,05人。
34	1016	路線バス実証実験事業	都市計画部総合交通政策課	事業者が収益の見込みがあると判断しているが、実施に踏み込めない路線について、市が、実証実験事業として、事業が軌道に乗るまでの一時金及び運用費を負担する（R04年度から）。	関鉄パールバス石下・土浦線経路変更：関鉄パールバス石下・土浦線について、「西平塚」経由を「学園の森」経由に変更することで、学園の森2丁目・3丁目地区住民のつくばセンター方面への移動手段を確保する。 関東鉄道松代南循環新設：宅地造成が進む「松代五丁目」を対象とした新規路線を運行することで、松代五丁目やバス空白地域の移動手段を確保する。	石下・土浦線経路変更については、目標値4,0人を達成しているため、令和6年度から民間事業者が継続運行。松代南循環の利用者数は42,034人で、1便当たりの平均利用人数は4,9人であり、損益分岐点となる利用者数14人を下回っている。
35	1043	MaaS等の活用検討	都市計画部総合交通政策課	公共交通の利用促進を図るため、多彩な交通手段を予約から決済まで可能なMaaS等の活用を検討する。	民間企業が構築を進めているMaaSのプラットフォームを研究し、連携を検討する。また、既存の経路検索サイトへつくバス時刻等のオープンデータを積極的に提供する。	・つくスマ版「高齢者運賃割引証」の登録開始 ・つくスマアプリ上に、公共交通の情報を適宜更新し公開。GTF Sデータリポジットサイトにつくバス及びつくばね号のGTF Sデータを公開。 ・JR東日本の「ひたちのくに紀行」Webサイト上で、つくバス1日乗車券の販売開始。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
36	1044	シェアサイクル	都市計画部サイクルコミュニティ推進室	移動手段としての自転車の利用促進及び移動の利便性向上のため、来訪者や在住者・在勤者の短距離移動手段としたサイクルシェアリングを実施する。	シェアサイクル実証実験委託事業の受託者を選定の上、利用料金・ステーション設置場所・システム等準備をおこない、実証実験事業を開始する。事業開始後は、利用データの分析や、利用者の意見等を踏まえ、利便性向上を目指したポートの移動等の改善を適宜実施する。	昨年度に引き続き、シェアサイクル事業実証実験を実施した。目標値としていた1日当たりの利用回数は平均で50回以上、多い月では70回を超える月もあり、想定を大幅に超える利用を実現した。また、利用者の増加に伴い、サイクルポートを1か所新設し、自転車2台の追加設置を行った。
37	1060	筑波東中跡地へのサイクリング拠点整備事業	都市計画部サイクルコミュニティ推進室	旧筑波東中跡地へ自転車拠点「サイクルパークつくば」を整備することで、サイクリストを誘客し、地域振興を実現すると共に、市民の自転車利用の機運醸成を図り、車から自転車への転換を推進する。	ナショナルサイクルルートに指定されているつくば霞ヶ浦りんりんロードや、ヒルクライムを楽しむサイクリストで賑わう筑波山不動峠からほど近い旧筑波東中へサイクルパークつくばを整備することで、つくば市内を通過するのみであったサイクリストに滞留してもらい地域振興を実現する。また、サイクリストの増加により、市民の自転車に対する親和度が高くなることで、市民の自転車利用を後押しすることができる。更には、保有資産（廃校）の有効活用にも資する。	令和5年11月3日に自転車拠点「サイクルパークつくば」を開所した。
38	1090	地域開発振興事業	都市計画部地域開発振興室	市内の市街化調整区域における地域振興策を検討する。	・市街化調整区域における、区域指定の追加エリアについて検討調査を行う。 ・開発需要の高まりに応じた適正な土地利用方策を行う。	台町土地区画整理事業区域から1km圏内について、区域指定追加エリアの検討調査を行い、業務委託を行うことなく区域指定の追加を実現した。